

一 第2章 監査委員 一

大雪地区広域連合監査委員に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条で準用する法第 200 条第 2 項及び第 202 条の規定に基づき、監査委員の事務局の設置その他監査委員について必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第 2 条 監査委員に事務局を置く。

(請求又は要求による監査)

第 3 条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 14 日以内に監査を行わなければならない。

(請願の処理)

第 4 条 監査委員は、法第 125 条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、10 日以内に処理しなければならない。

(定例監査)

第 5 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定による監査を行うときは、7 日前までに監査の期日を広域連合長及び関係機関に通知しなければならない。

(随時監査)

第 6 条 監査委員は、法第 199 条第 7 項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査期日を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

(出納検査)

第 7 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査は、毎月 15 日から 25 日までの間に行う。ただし、やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、この期日を変更することができる。

(決算等の審査)

第 8 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項の規定により決算及び書類等が審査に付されたときは、意見を付けて広域連合長に送付しなければならない。

(公金の収納等の監査)

第9条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、7日前までに指定金融機関に通知しなければならない。

(公表)

第10条 監査委員の行う公表は、大雪地区広域連合公告式条例（平成15年大雪地区広域連合条例第1号）に定める公表の例による。

(委任規定)

第11条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。